

高校生のお子様がいいらっしゃるご家庭へ

子育て世帯への臨時特別給付のご案内 (18歳以下の子どもへの10万円相当給付)

- 子育て世帯への臨時特別給付 **児童1人当たり10万円** (先行給付5万円・追加給付5万円) は、子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給するものです。
- 高校生分の子育て世帯への臨時特別給付を受給するには、**申請が必要な場合があります。**
※所属庁から児童手当を受給している公務員は申請が必要です。

1. うちの子は対象になるの？

① 令和3年9月分の**児童手当支給対象**となる児童 (注1)

② 令和3年9月30日の翌日以降、令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童 (**新生児**)

③ 9月30日時点で**高校生** (平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ) の児童

※保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合に限ります。(注1)

※当該高校生が結婚している場合は支給対象外となります。

支給要件を満たす場合

申請は原則、不要です！

※口座解約・変更等により指定口座への振込ができない場合は支給されませんので、お住まいの市町村へご連絡ください。

支給要件を満たす場合、

お住まいの市町村で

申請を行ってください！

※ただし、同じ世帯に上記①の児童がいるなど、申請不要で受給できる場合があります。お住まいの市町村へお問い合わせください。**2月末までなど申請受付期間が市町村ごとに異なります。申請はお早めに。**

申請方法、時期についての詳細は、お住まいの市町村へご確認ください。

※注1 保護者の所得が所得制限限度額を超えている場合などは**対象外**となります。

| 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 収入額の目安 | 扶養親族等の数 | 所得制限限度額 | 収入額の目安 |
|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 0人 | 622万円 | 833.3万円 | 3人 | 736万円 | 960万円 |
| 1人 | 660万円 | 875.6万円 | 4人 | 774万円 | 1002万円 |
| 2人 | 698万円 | 917.8万円 | 5人 | 812万円 | 1040万円 |

※ 支給手続や支給要件の詳細は、裏面を御確認ください。

2. だれがもらえるの？

表面に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当受給者もしくはそれに準ずる対象者）

3. いくらもらえるの？

対象児童1人につき、**10万円**（先行給付5万円・追加給付5万円）です。

4. いつもらえるの？

申請が不要な方：先行給付分を12月から順次支給を開始しています。追加給付分については地域の実情に応じ、適切な時期に支給を開始します。

申請が必要な方：支給時期が異なります。

※詳しくはお住まいの市町村までお問い合わせください。

5. どんなかたちでもらえるの？

①児童手当を受給している受給者及び一部の高校生の保護者
令和3年10月支給時の児童手当を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。

②支給申請を行った保護者
申請書で指定した口座に振り込みます。

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 中学生までのご家庭であれば、10月に児童手当を支給した引越し前の市町村に、高校生のご家庭であれば9月30日時点での住所地市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和3年9月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、お住まいの市町村で子育て世帯への臨時特別給付の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

お問い合わせ



■ 内閣府コールセンター

0120-526-145（受付時間：9:00～20:00（土日祝を含む））

詳しい申請方法は、お住まいの市町村の「子育て世帯への臨時特別給付担当窓口」までお問い合わせください。

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などにお住まいの自治体から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐにお住まいの自治体の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。